

自由という強制（一）

個人産出秩序の構造

はじめに　本稿の構成

第一章　日本における秩序の構造転換　水林彪「近世の法と国制研究序説」から

第一節　序

第二節　概観

一　緒

二　官僚制

三　軍隊規律、喧嘩両成敗法

四　「敵討」の手続化

五　「徂徠学」、すなわち合理化

六　『葉隱』的主体をめぐって

七　赤穂事件における武士の三類型

八　帰結

小
林

智

第三節 問題の提起

第二章 プロテスタンティズムの倫理と囚人の心理

第一節 パノープティコン——すべてを見る眼

第二節 プロテスタンティズムとパノープティコン

一 はじめに

二 プロテスタンティズムの倫理——ヴェーバーにおける

1 恩恵による選びの教説〔予定説〕

2 世俗内禁欲〔職業労働〕

三 神と人間の関係、あるいは監獄の条件 (以上本号)

第三章 ふたたび武士たちの社会へ

第四章 自由の秩序について——若干の素描

はじめに——本稿の構成

自由の秩序とははたしてどのようなものであろうか。

本稿では、まず水林彪の論考における日本の秩序の近世的構造転換の指摘を概観するところからはじめる。ここでは近世日本における官僚制の成立が扱われている部分に着目する。国家によるそうした「合理化」過程、そして武士たちに対する「規律化」がテーマとなっているが、その秩序構造が正確に捉えられていないと私は考える(第

一章）。したがって、同じく近代的な権力構造への転換に「規律化」をみたフーコー（Michel Foucault）、とくに彼によつて取り上げられた「パノプティコン」的な構造とその特質の指摘を手がかりに、批判的視点の構築を試みる。そのために、おなじく近代化を論じたウェーバー（Max Weber）のプロテスタンティズムの倫理をめぐる議論を素材に、その構造を読み取る作業を行い、この理解図式のもちうる意義を考察する。ここでは、「規律による自由の秩序」の構造が明らかになるであろう（第二章）。翻つて、日本近世の秩序にそれをあてはめる作業を行い、水林の議論の批判的摂取を試みる（第三章）。はたして自由の秩序とは何か。以上の考察をふまえ若干の素描を試みる（第四章）。

第一章 日本における秩序の構造転換——水林彪「近世の法と国制研究序説」から

第一節 序

水林彪「近世の法と国制研究序説」は、日本近世社会の特質を扱う論考として示唆に富む。私見によれば、そのなかでもとくに「第二章 専制的家父長制的家産官僚制国家」の「第一節 官僚制と軍隊」で行われる考察は、まさしく近世において現れた、中世以前のそれとは質を異にする独特の権力形態に着眼したという点において、この論考全体の核心部分となっている。こうした権力の姿は、日本近世における制度のなかに「近代国家的機構」を見出し、それを客観的側面と主観的側面の両面から考察するという視点を導入するとともに、近世に存在した「武装自弁の戦闘者」が国家に包摂されることによつて浮かび上がることになる。このことによつて

て可能になるのは、国家において新たに権力対象となつた「内面」というものへのまなざしである。

しかし不幸なことに、この着眼点を十全に活かすような分析枠組みを水林自身はいまだ見出していないように思われる。彼の用いた分析枠組みは、たしかにこの新しい権力形態やそれに基づく制度の存在を明るみに出すという点において大きな寄与を果たしたのであるが、その実態を描き出そうとするときには躊躇の石となつたのである。そうした事情のために、その結論部分において当該権力作用の分析が皮相なものとなり、あるいは他の部分との整合性を欠くものになり、その意義を掬い取ることができなくなつてているのは残念なことである。私は、水林が本来描こうとしたと推測されるこの権力作用の本質を描くことをひとまず試みたい。そのために、次に水林の議論の概要を見て、その問題点を指摘する。

第二節 概観

一 緒

本稿の考察対象となる一連の記述を確認する作業からはじめる。記述を順に追っていくが、以下では当該論考の節立てとは独立して、議論の進め方に適したかたちで、項目分けを行う。

二 官僚制

ここでは、水林の分析の枠組みが示される。近世国家においてはなによりも官僚制成立のためにそれを担う主体としての武士による「客観的・合理的な法規」への服従、および「客観的国家への服従」が必要となり、またその

目的に適合的な方策がとられたのだということが確認されればよい。「官吏として組織された近世の武士は、その個人的意思によつて侵すことのできない客観的に定立された規範に全き従属を余儀なくされていたのである。官吏は客観的な規範としての法規以外のなにものにも従属してはならない」というこの原則は、近世の知識人によつて明確に把握されていた。^[2]

また、客観的な「國家」が「公」、「人的関係」が「私」的なものだとされ、たとえば主君・家臣間の主従関係よりも非人格的な「家」^[3]への忠誠を求められるといつ。今後この枠組みが用いられる。官職は任命制であり、「近世の武士は、多様な人的諸関係から独立した非人格的で客観的な『國家』」に對して忠誠をつくすことが要求されたのである。^{[4][5]}。主観的誘因の制度として、「昇進制の導入」があつたとされる。そして、彼ら近世の官僚たちの「受動的個人」としての態度が、ヴェーバーにいわゆる有名な「精神なき専門人、情熱なき享楽人」のそれに比定されている。

三 軍隊規律、喧嘩両成敗法

水林は、近世国家の軍隊は官僚制軍隊として存在していたといつ。「しかし重要なことは、近世においては、かかる官僚制軍隊とならんで、それとは対照的な、戦闘者が軍事手段を自弁することを義務づけられた軍隊が存在していた」ということである。^[6]以下にその性格を引用する。

「武官」「文官」を問わず主君から禄を授与されたすべての家臣がその石高に応じて武器と従者とを調達して構成する軍隊がそれである。近世においてはもはや戦闘者が固有の所領というものが存在せず、軍役は主君から授与される禄にもつぱら依存しているのであるから、これを武装自弁の戦闘者と規定することがためらわれるほど自弁的性格はミニマムに限定されているが、しかし、一本の刀をさし、供をひきつれ、そして知行所を所持するこの戦闘者は、一切の軍事・行政手段から分離

された官僚制的な兵士とは、本質的には類型を異にするものとみなさねばならない。とはいっても、近世武士が軍事手段を自弁する戦闘者であったということをもつて、近世の武力は「私」的な武力として存在していたともできない。近世武士が個々に調達する武力は、まさに國家の軍役定によってその質と量とを決定されるところの「公」的な性格をおびたものであつたからである。それは、地頭の知行所がその「私」的所有地ではなく、地頭がそこから直徴する年貢が「私」的賦課ではなかつたのと同様である。しかしながら、地頭の知行所支配が「公」的支配たりうるためには相応の統制が必要であつたようには、近世武士の個別的武力が「私」的武力に転化してしまわなければ、ここでもそれ相応の統制が必要であつた。一般に、「みずから武装をととのえ、糧食を自給し、自分のお供を引き連れて出陣する」領主は「規律という見地からみて」「官僚制的兵士とは正対の対立物である」ということ、「戦士と戦争経営手段との分離およびこの戦争経営手段の軍事的支配者への集中がどこにおいても大衆規律の典型的な基礎の一つであつた」ということを想起するならば、武装自弁の戦闘者を一個の統一的軍事組織に編成しようとした近世国家は、それだけ困難な課題を自らに課したのであって、法と国制の歴史にとっては、まさにこの困難な課題を近世国家がどのように解決したかという点に重要な問題が存在したのである。⁽⁷⁾

ここにおける「武装的自弁の戦闘者」というものの位置づけは、「公」＝「国家」と「私」＝「個人」の対比という構図の下になされているものであろう。たしかにそうした武力がすでに国家的な回路に媒介されている側面についての示唆がなされている。しかしここで水林が慎重にそうした限定を付しながら強調しているのは、「私」的武力＝「国家」に包摂されていない武力の存在である。このことを顧みれば、これ以後は、国家の外部にいるという意味で自由な個人が、国家的秩序に包摂されるという物語が予定されていると考えてよいであろう。

それでは、武装的自弁の戦闘者の自由とは何であったのだろうか。水林によれば、それは「喧嘩」という行為に象徴されるものである。ここでいう喧嘩とは、「前記の所領防衛のための自力救済行為とは類型を異にするところ

の、日常生活の場で偶発的に生ずる瑣細な争いのことであつて、「他人の侮辱的言辞や行為に對して憤怒の感情を爆發させその武力を行使する激しい鬭争本能」の表れであった。^[8] 国家はこうした個人を国家の統一的秩序に組み入れるという、それ以前には存在しなかつたような事業を始めようとするのである。今まさに水林の描く近世国家はその意味での「ホップス問題」に直面している。水林が「困難な課題」というのはそのことであろう。そして本稿の関心からも、これから始まる国家的事業によつて当該問題が解決されるその仕方が、國家の運命を決することになる大きな要因のひとつである。

水林の方法からしてまず指摘されるのは、客観的な側面からの「喧嘩」禁止の手段である。そのひとつが「喧嘩両成敗法」である。当該禁止が「『公』的軍隊、『公』的秩序の規律を乱す『私』的行為であるという觀念によつて正当化された」^[9] ということがいわれる。これは「武装自弁の武士が非国家的な自律的權力の担い手として『理非』の判断権を個々に分有していた中世的国制と、武装自弁の武士が『理』をこえる『法』を任意に發布しうる近世國家の軍隊の構成員として組織されるにいたつた近世的国制との差異」^[10] を示すものであるという。当該箇所において中世的な「理非」判断の原則が近世において失われたという対比の強調によつて示されているのは、要するに近世においては「喧嘩」がまさに「喧嘩」であるという理由のみによつて、しかもそれに関わつた当事者双方が国家によつて処罰される可能性があつた、という趣旨であろう。

またここで重要なのは、そうした「理非」の判断云々ということよりも、国家と個人の関係において、国家が個人の行為について、その意味を問い合わせ、その合法・不法、つまり「公」・「私」を判断することを行ひはじめたということである。個人の自由な行為の意味づけをめぐる最終的な判断者が国家に一元化したということが、中世との対比で大きな意味をもつところである。「一切の『私』權力を否定しようとした近世国家」^[11] とは、その謂であ

ると私は考える。国家はこのとき「『公』的秩序」の維持を行ひはじめたのだ。そのことと「理非」判断云々は位相を異にするように思われる。ある個人の行為の判断において適用される規準に関する問題と当該判断において最終的な判断権限を有する者が一元化されたということとは別の事柄である。

次に「軍法」はより強力な規律的「法」である。いわく、「かかる喧嘩両成敗法は、しかし、軍隊の規律のほんの一部にしかすぎない。これを維持するためには、喧嘩両成敗法をその一部として含むところの軍法が制定されねばならなかつた。『軍隊の規律はそもそも規律一般の母胎である』といわれるほどに軍隊においては他のどの組織体にもまして規律が決定的役割を演ずる。ましてや、著しく反規律的、反組織的な武装自弁の戦闘者によつて統一的軍隊を組織しようとした近世国家が、それだけ強固な軍法をもたねばならなかつたのは当然であろう」。¹³⁾

以上二つの「法」（喧嘩両成敗法と軍法）の性質を観察してみると、あの「客観的・合理的な法規」への服従の主題が、軍隊という組織体においてはより強力なかたちで貫徹されていたといいうのが議論の趣旨であろう。しかしそれに加えて私が強調しておきたいのは、「喧嘩両成敗法」に見られる国家と個人の新たな関係性である。

四 「敵討」の手続化

いよいよ国家がそのような状況にある武士たちを主觀的な側面からも掌握しようとする過程が語られる。

この規律、すなわち「受けた命令を徹底的に合理化された形で——遂行する」と、さらに、「もっぱらこの目的のみに内面的志向をたゆまず集中を無条件に排除すること」¹⁴⁾と仕方で——遂行する」と、さらに、「もっぱらこの目的のみに内面的志向をたゆまず集中する」とは、官僚機制の場合と同様に、単に軍法という外側からの強制によって確保されるものではない。「すべて近代的な戦争指導は、軍隊の戦闘力における「道徳的」要素を、正に他の何ものにもまして重視し、あらゆる種類の情緒的

手段を利用してゐるし、戦闘においては「士気の鼓舞」によつて、またこれよりもっと重要な手段として、被指導者を指導者の意思に『感情移入』させるよう教育するという方法によつて成果を納めようとしている」という命題は、そのままわが国近世の軍隊にも妥当するものであつた。近世の「道徳的」要素といえは、だれしもがますは家臣の主君への忠節の精神をあげるであろう。近世の軍事力は家臣の主君に対する軍役によつて調達され、近世の軍隊は主従制的に編成された武装自弁の戦闘者の人的結合体として存在していたのだから、近世国家が忠の精神を奨揚することは、近世の軍隊をいきた運動体たらしむるための当然の措置であつた。^[14]

ここでは、「武装的自弁の戦闘者」は「人的結合体」の中にあるものであることがいわれ、その「道徳」が「主君への忠節の精神」であることがいわれる。国家はその「道徳」を「奨揚する」のだという。

そうした道徳的因素として、その「主君への忠節の精神」と並んで重視されたものが「武装的自弁の戦闘者に特徴的な名誉感情」＝「武士道精神」なのであつた。問題になるのはふたたび「喧嘩」である。「喧嘩両成敗法」の修正を提示する「紀州政事鏡」の見解が呈示される。それは「両当事者同罪の原則の否定たるや、『切掛候者』が『被切掛け候者』よりも尊重されるという」ものであり、したがつて「必然的に事件の子細を詮議することを前提とする」ものであつた。そして、これが「武士道精神を媒介として武士階級が掌握した国家をば生きた活動体たらしめよう」という「企てだつた」という。「喧嘩」という行為について判断を下すという仕方で、個人への働きかけがなされており、それが武士道精神の奨揚策であつたことが指摘されていることに注目しておこう。

そしてそのような武士道精神の奨揚策の一環として実施される政策が「敵討の制度」化である。近世国家は「決して武装自弁の戦闘者の武士道精神とこれにもとづくかれらの個別の武力発動を単純に否定したのではなかつた。というよりも、近世国家はこれを積極的に容認しさえしたのである」^[15]。その

制度についての事例を引用する。

近世においては、たとえば喧嘩両当事者の一方が逃亡してしまった場合には、喧嘩によつて殺傷された者の子弟は主君の許可を受けることによって、敵が他国へ逃亡してしまった場合にはさらには主君から幕府へ届出がなされることによって、敵討が合法的に遂行されたのであつた。紀州家においても、その詳細は明らかではないが、享保年間に、仁科平右衛門および久五郎から兄弟にあたる仁科伴五郎の敵討の願出がなされている。¹⁸⁵ここで決定的に重要なことは、かかる近世の敵討は、中世のそれのごとくに、国家権力から独立した自律的な武力行使として行なわれたのではなく、国家内的な合法的な武力発動として存在していたということである。敵討をするものは、「此儘に致置候では末世迄殘念之心底難忍候に付、何国迄も行衛相尋討果申度段……當分御國暇被仰付被下度奉願候」というように敵討を「願」出なければならない。これに対して国家は、「養父只助敵成瀧万助行衛相尋討果度、依之御暇願出候に付、願之通申付候」というように、敵討すべきことを命ずる。敵討を命ぜられた以上、これを首尾よく成就することは敵討を命ぜられたものの義務であり、敵討を願出ずべきものがこれを怠つたということだけで刑罰を課せられることさえあつた。逆に、首尾よく敵討が果されれば、主君より褒賞が与えられるのである。かかる近世の敵討は、かのライトウルギー的需要充足の一つの例とみなすことができよう。武装自弁の戦闘者をはぐくんだ家父長制的なイエが中世から近世への転換とともに国家権力に総体的に隸属するライトウルギー的強制團体に転化せしめられたことに照應して、かつての自律的な武力行使としての敵討は、国家権力に従属しこれを補完する体制的な強力に転化せしめられたのである。¹⁸⁶

以上の記述を見れば、「個人」、「喧嘩」、「孝」、「忠」、「国家」という要素が武士道精神の奨揚策である「敵討の制度」のなかに結びつけられているのがわかる。これこそが「敵討の制度」を通して垣間見える、近世に現れた「國家権力」の姿なのである。私はこれがこの論考における最大の核心部分であると考える。そのことからすれば、「奉

願」「申付」は周辺的なことにすぎないよう思われる。およそ身分制社会においては、そうした語法が用いられるのはごく普通の事柄ではないだろうか。

この事例を引いた後で、水林はこの制度の意義を問う。それはこれまで示された近世国家特有の権力作用への自覚と同じものと考えてよい。しかしながら、そこで水林の用いている分析枠組みの限界が明確に露呈することになる。これまでの記述の中にも、それはすでに表れてくるともいえるのであるが、それがまさに決定的なかたちで表れてくることになるのである。「敵討の制度」の意義が、後退したかたちで把握されるのである。

右に掲げられた國家権力の特質は、本来であればそれを跡づけるはずの分析の過程において、その手足を切り落とされ、さらに「合理化」という皮相な表象を纏わされる。すなわち、当初は「武士道精神」を國家を支える道徳へと転換させるように思われたこの国家的事業の意義の把握は、「國家」の「法」を媒介としているためか、あの「客観的・合理的法規」への服従という主題のもつ引力に引き寄せられるかのような変換をたどるのである。この文脈で水林が用いる「公」と「私」の分析枠組みが一貫されるとすればそうならざるをえないともいえる。以下に示す二つの引用は、そこに至る変換の過程である。

実力という面にだけ着目すれば敵討の制度を設けることが全く無用なほど絶大な権力を集中した国家が、あえて、体制内ではあるがしかし敵討という非国家的な強力の存在を容認したのは、なぜなのだろうか。これに対する解答は「父之仇には共に天を不戴之理にて左も可有之儀尤至極之心底……首尾罷大臣相達し候上は弥其方共孝道も相立」云々とのべるある敵討の免狀、前記の敵討を願出なかつたものに対する「親子之大倫復讐之申立も無之、士道不叶心得、不擇至極思召候、依之山越被仰付候」という判決文のなかにさぐりあつてることができよう。そこに見出されるのは、敵討の制度を媒介として「孝」をその一つとして含むところの「士道」の精神を喚起せんとする志向である。「忠臣は孝子の門に尋ねよ」なのであるから、敵討

の制度は近世国家を内側から支える主体をつくりだす一つの手段となることができるということであろう。ここに、かの喧嘩両成敗法の修正を企てたのと同じ思想が、より積極的な形で存在しているのである。¹⁹⁾

ここでは、一方で「敵討の制度」が「近世国家を内側から支える主体をつくりだす一つの手段」といわれることが注目されるにもかかわらず、他方において「敵討」が「体制内的ではあるが非国家的」なものであるとされてしまう。「敵討」は「国家権力に従属しこれを補完する体制内的なものではなかつたのか。ここにおいてすでに整合性が失われている。これは問題の位相の異なるものを同列のものとして対置してしまつたこと、さもなければ、ある問題についてありうる解答のひとつをふたたび当該問題に対する問い合わせとして対置してしまつたことによつている。²⁰⁾ 蹤きの原因はそこに尽きるといつても過言ではない。そしてそうした事態を促すことになつたのが、「公」と「私」の図式である。

ここでの文脈でいえば、それはおそらく強固な「國家」対「道徳」の対立図式であるように思われる。このような圖式を前提とする、「國家」による、武士道精神の「獎揚」＝「許容」という等号関係にならざるをえない。なぜなら、次の引用に確認されるように、またすでに確認されているように、この「國家」なる「公」的なものは、本来的には、武士道精神（戦闘者の精神）という「道徳」を「私」的なものとして否定・排除しなければならないからである。「國家」はそうした「道徳」をあくまでも例外的なものとして、「許容」するのである。

近世に現れたとされる「主体をつくりだす」権力構造を考察する際に、武士道精神の「獎揚」＝「許容」あるいは「容認」という両者の関連は、捉え方次第によつてはおそらく正しい。が、当該「獎揚」として呈示されることの実質が例外的な「許容」としてしか捉えられず、議論の主眼が（例外的に）「許容されてあるもの」対（本来的に）「無媒介にあるもの」の排斥的対立関係におかれるとなると、その特質を描くことは不可能となるようと思わ

れる。というのも、武士道精神の奨揚策の特質は、当該政策が例外的な「許容」あるいは「容認」という以上に、またそれ以前に、（「主体をつくりだす」というように）個人に対する積極的な働きかけの次元をもつという点にあるからである。

しかし、主体がつくりだされるときのそのような次元は、水林の用いる図式においては捨象されるか、実質的には同じことだが、「公」による例外的な「許容」という枠組みにてはめられるをえない。また、自律的・道徳的な主体が存在するとすれば、それは本来的には「私」的なものとして「公」からは独立したもの、自立的なものとして、「非国家的なもの」、「無媒介にあるもの」という枠組みにてはめられるをえないものである。したがって、武士道精神の奨揚という事態をこの図式を用いて表現しようとする際には、この「許容されたあるもの」と「無媒介にあるもの」との対立が明確な視座として表れざるをえないことになる。

中世に誕生した武装自弁の戦闘者は、たしかに、権力の本源的蓄積を敢行した近世においても、一貫して生きつづけていた。しかし、その存在形態は、中世から近世への転換とともに根本的に変化したのである。中世においては、武士は自律的な武力の主体として存在し、自己の名譽と忠あるいは孝という人的誠実さを重んずる戦闘者の精神は喧嘩や敵討において無媒介に自己を主張していたのに対して、近世においては、かれらが規律ある統一的軍事組織に編成されることによって、かれらの自律的な個別の武力発動は「私」的武力として否定され、合理的官僚制国家によつて様々な形で許容された個別の武力行使は、それをうみだす非合理的な武士道精神なる不可量物が国家をば内側から支える道徳たりうることが合理的に計算された上で、國家権力を補足するものとしてその存在を許されていたからである。そして、近世におけるこうした武装自弁の戦闘者の個別の武力の特殊なあり方は、それをうみだすところの武士道精神なる非合理的なるものに対して合理的な存在形式を付与することになった。たとえば任意の敵討事件を想起してみると、復讐の念にもえる武士も、首尾よく敵討を遂

げるためには、所管の管庁へ敵討の願出をしなければならない。担当の官吏は、申請された敵討が適法か否かを法規なし先例にてらして審査し、適法であればこれを許可して敵討の手順、作法を具体的に指示する。敵討が成就すれば敵討を行なったものはその地の役人にこれを届出で、この役人は敵討の様々な事項について取調べを行なう。敵討は単に情念によつてではなく、文書行政を含む合理的な官僚制機構を媒介としてはたされるのである。「紀州政事鏡」の著者がいかに非合理的な武士道精神を評価しようとも、その評価の仕方は、「一切掛候者」の跡式が三分の一、「被切掛者」の跡式が三分の二というように、数量的に客観化された合理的の形式においてであつた。こうして、武士道精神という非合理的な不可量物は、合理的官僚制国家の人のいかんを問わない客観的行政の中に包摂されてしまうのである。²²⁾

客観的合理的形式を帯びない評価というものはそもそも評価としての資格を疑われるようと思われるのだが、それはおくとしても、ここでは「許容されたもの」＝「合理的な存在形式を付与された武士道精神」と「無媒介にあるもの」＝「非合理的な武士道精神」との対立図式が呈示されているのがわかる。また、「敵討の制度」＝「許容」「合理化」という同一視がなされているのである。その際、「制度」および「法」にかかる主体の姿は実際のところ捨象されることになる。描かれる敵討の主体は、その制度内部で起こる現象の外面的表象としての「官僚制機構」を媒介とする「法的手続」をなぞるのみなのである（そうした次元でしか、主体は描かれないのである）。そして「官僚制機構」、「法的手続」という項を手がかりに、ここでは「敵討の制度」＝「法」＝「手続」＝「官僚制」という等号関係が想定されているようと思われる。これが、「客観的・合理的法規」への服従の主題の再来、それへの帰還である。こうして、実際にはもつと大きな、まさしく国家的な広がりをもつていたはずのこの制度の全体像が描かれえず、その像が「法的手続」にかかる部分に限定されることになるのである。私が水林の分析が後退したというのは、そのようなところに理由がある。

いわゆる「法」およびその「手続」は当該制度のなかに重要な位置を占めるとはいえ、同時にそのなかの一要素であるにすぎない。こうした手続過程に視点を限定しておいて、さらにその表層しか見ないのであれば、結果としてはおよそ「合理的なもの」しか見えないのである。法的手続が制度のなかの一部として位置づけられ、制度のかに存在する主体がそれに関わる態様を探るとき、その働きはいわゆる「客観的・合理的法規」への服従というようなものとは明らかに異なるものとして立ち現れるのではないだろうか。

その点の解説が本稿の課題となるのであるが、その理由を明らかにするためにも、水林において官僚制と官僚制軍隊というものに特徴づけられる近世国家を眺める際の基本的視座である、「公」＝「合理」対「私」＝「不合理」という対立図式によつて描き出されてくる事柄を見ておかねばならない。

五 「徂徠学」、すなわち合理化

以上の記述の後、「軍法」についての説明が繰り返される。荻生徂徠および佐久間象山の軍法論を紹介し、「この軍法を一貫しているのは、個々の戦闘者を徹頭徹尾厳格な規律によつて運転される軍隊という一個の巨大な装置の部分品たらしむるという精神である」²³、あるいは「現実においてもまた儒教の教理においてもとりわけ重視された父子関係でさえも、戦争にのぞんだ軍隊という「公」²⁴的組織体においては、とるに足らない「私」²⁵的な関係にすぎないのである。かかる軍法が、個人的関係から生ずる戦闘者間の鬭争を「公」²⁶的秩序を乱す「私」²⁷的行為として禁圧したのは当然であろう」と、官僚制と併せて軍隊を考察した際に述べたのと同じ内容が繰り返されている。

こうして、官僚制や官僚制軍隊というもの、「敵討の制度」の背後にあつた経営学としての「徂徠学」が導かれれる。荻生徂徎は「よき秩序を生みだすところのものは、究極的には、外面向の客観的法ではなくして、内面向の主

観的精神だという認識⁽²⁵⁾をもつていたとされる。そして彼が赤穂浪士の行為を「義挙」として評価し、いわゆる「知行所士着論」においては武道の弛緩の引き締めをはかつたことがいわれる。「それは決してかの自律的イエスカーラムの権力が蟠踞する中世的世界を復興しようという企てなのではなかつた。それはかの厳格な規律によつて指導されるべき軍隊を内面から支える戦闘主体を形成しようとする試みにすぎないのである」⁽²⁶⁾。ここでは、あの武士道精神の奨揚策の意義として当初見出されていたものが示されている。当該政策が、主体を「形成する」ような策として、ふたたび把握されているのである。しかしながら、それはやはり「合理化」過程と表現されざるをえない。

近世国家は独特的の合理的な性格を有していた。それは、一面では近代国家とみまごうばかりの合理性であり（第一節二）、他面では本質的には人的性格を有する諸関係を能うかぎり物化し、合理的機構のうちに包摂しようとする合理性である（第一節二）。徂徠学はまさにかかる性格を有する近世国家の経営学であり、一切の諸要素を、それがたとえ非合理的な不可量物であつても、あたかも年貢量や知行高を計算することなく合理的に計算しつくすのであって、徂徎学がいかに非合理的で人的な要素を評価しようとも、その論理は、合理的で物的な機構が非合理的で人的な諸関係を包摂するという論理と片時もはなれては存しないのである。⁽²⁷⁾

ここにいう第一節一⁽²⁸⁾というのは、官僚制の分析であり、第一節二⁽²⁹⁾というのは軍隊および「敵討の制度」の分析にあてられたものである。要するに、これまでになされた制度の呈示はすべて、「公」＝「國家」＝「合理」＝「法」が「私」＝「個人」＝「非合理」＝「武士道精神」を包摂しようとする過程の描写であつたとされるのである。そしてそれが、「徂徎学」の「合理化」プログラムとして見出されるのである。

六 「葉隱」的主体をめぐつて

この後の記述では、表向き、こうした「合理」と「非合理」の腑分けの下に、その対立状況が展開されることになる。「徂徠学」の「合理化」の波によつても「非合理」が覆い尽くされることはないのである。「非合理的なるものは、本質的に非合理的であるが故に、それがどんなに合理化の作用を受けようとも、自己の非合理性を頑強に主張しつづけるであろう。荻生徂徠は、自己の学問の敵対者の一つとして武士道論をあげ、これを『愚カナルコトノ頂上ナリ』（太平策）と口をきわめて非難しているが、この武士道論こそは、合理的官僚制国家にはついに吸収されることのなかつた武装自弁の戦闘者とかれらの情誼的な人的結合諸関係とがうみだした一つの観念体系にほかならなかつた』のである。

そして、そのような「武士道論」のひとつとして『葉隱』が引き合いに出される。水林によれば、『葉隱』が武士に要求した「行為準則」は、整理すると以下のようになる。³¹⁾

- ①「武士の法」「武士の掟」：「國家が発布した実定法なのではない。それは、きびしい喧嘩禁止立法が存在するにもかかわらず、あえてそれをおかしてまでも遵守しなければならぬ武士道のことであり、合理的官僚制機構がうみだす『規律』とはおよそ対蹠的な、強烈な『名譽』感情にささえられた武装自弁の戦闘者のあるべき精神である。常朝は、この武士の行為準則としての名譽の觀念を『恥』という言葉によつて表現した」。

②「人的な『誠実』義務の履行」：「すでに『孝は忠に付也』という言葉が暗示しているが、『葉隱』の主従関係は、「家中下々、皆、殿様のもの」（二二二四）というような、家臣の独立性が著しく稀薄な主従関係であつて、「本来的には奉公人が主君の世代的継続を拒否してただ一人の主君にのみ仕えるところの、特殊に個人的な関係であった」。しかし、そこに「家臣の主君に対する受動的、没主体的服従の精神のみを見出すならば、それは『葉隱』の世界を見誤つであろう。常朝が

描き出した武士は、そうした受動的で没主体的な人間とは正反対の能動的で主体的な個人であった』。

③「奉公」…「主君をしてよき主君たらしめてゆく家臣の主君に対する諫争が最大の奉公なのであつた。『奉公の至極の忠節は、主に、諫言して、国家を治むる也』(二一—四)。それは、官僚制機構の中にうめこまれた受動的な官吏ではなく、國家を一人で担いきろうとする能動的な政治家である」。

これが「人的結合体」の内部における「家臣」たる個人、「武装自弁の戦闘者」の「武士道」であつたという。① でいう「武装自弁の戦闘者」の精神とは、「人的結合体」内部における能動的な「主君への忠節」のことである。それは②を見てもわかる。そしてそれは、「國家」に奨揚される「主君への忠節」とは別のものである。これまでの議論の展開からすれば、「國家」に奨揚される「忠」は官僚制に適合的な、「客観的・合理的法規」に服従するという意味で受動的なそれである。ところが、③においては、突如として「國家」が現れる。実際、これは本文において②との項目分けが行われずに、まさに突然現れるのである。このとき、①②③を総合して考えれば、この「國家」なるものは、主君・家臣の「人的結合体」のこととも思われるが、そのような言及はない。「国家にはついに吸收されることのなかつた」道徳であるにもかかわらず、そこに「國家を一人で担いきろうとする能動性がある」とは、いつたいどのようなことなのであらうか。

水林はここすでに、国家に吸収されないということの意味を、「合理」と「非合理」の対立として見出され、またその対立の要素として付け加えられる、異なる側面へと横滑りさせていると考えられるのである。見出されるのは、能動性である。ここでは「客観的・合理的法規」への服従=受動性とその反対物である能動性との対立図式が示されているのである。この対立図式の横滑りによつて、その陰においては、「人的結合体」が暗黙裡に「国家」内部に包摂されることになる。その次元での両者の排斥的対立が解消されているかのようなのである。そして、そ

の「人的結合体」において醸成された武士道の主体が国家を担おうとする能動性をもつていてことになってしまった。「國家」の内部にはいつのまにか「客観的・合理的法規」に服従する官僚制の歯車たる受動的個人と「主君への忠」を媒介とした「客観的・合理的法規」に服従しない国家を担おうとする能動的個人が並存しているのである。さらに、後者には、前者との相関により、「官僚制国家」、「客観的・合理的法規」に対する「反抗」という方向性が与えられることになる。

このとき、「葉隱」的精神は、あの「敵討の制度」に束の間垣間見られた「人的結合体」を従属化した「國家」には包摂されていながら、その「武士道」精神の奨揚¹²許容政策にはまったく吸収されないことによつて「官僚制国家」には包摂されていない「人的結合体」、その内部における「個人」の、「人的結合体」の内部にいながらも「國家」を担おうとする「能動性」を宿し、「官僚制国家」に反抗しそれに付帯する「受動」的「武士道」精神に反撥する、という性質をもつような「武士道」精神となるようと思われる。これ自身は理解不能なのであるが、この矛盾は最後まで解消されることはない。以下の記述では、ひとまず「國家」を宙吊りにしておくしかない。

こうして見出された「能動性」対「受動性」は、「非合理」（未開的野性）対「合理化」（文明的状況）に重ねられることがある。「規律ではなく名譽、物化された機構ではなく情誼的な人的結合体、機構の部分品としての受動的個人ではなく国家を一人でも担おうとする能動的主体」——総じて、武装自弁の戦闘者の未開的野性ともいいくべきものの復権を語つてやまない「葉隱」は、いたるところで合理化が進行してゆく文明的近世への一つの反抗であったようと思われる¹³とされるのである。

ただし、「文明的近世」に対処しようとしたのは、「葉隱」だけではない。徂徠学と「葉隱」は一見して対照的な思想ではあつたが、それを育んだ土壤は同じだというのである。「近世中期にほぼ時を同じくして誕生した両者

は、貨幣経済の進行がとめどもなく武装自弁の戦闘者のエトスを弛緩させていった近世的状況に対する対応形態であつたという点で共通していたのである。徂徠学は武士の知行所土着によつて「武道」の根本的再建を企て、さらにこれを合理的官僚制国家のうちに包摶しようとする雄大な制度改革を構想したのに対し、武士道論は合理的なるものに対し非合理なるものを単純に対置したにとどまつたが、しかし武士道論が、徂徎学とともに、そうした近世的状況に対する格闘の所産であつたことにかわりはない³³。

両者はともに「武装自弁の戦闘者のエトス」が弛緩していく状況に対処しようとしたものであつた。この指摘自体は重要であるように思われる。「武装自弁の戦闘者のエトス」とは、水林によつて再三にわたつて「武士道精神」と呼ばれているものであることを想起すれば、ここには〈弛緩した武士道精神〉という新たな項が現れていることになるであろう。そして、それとの関連において、「徂徎学」のプログラムの意義が呈示されているのである。「合理化」と「非合理」の図式によれば、両者はともに「合理化」と表現されるしかないので、「徂徎学」のプログラムによる〈官僚的武士道精神〉は、〈弛緩した武士道精神〉（といふ第三項としての「合理化」（文明的状況）の表象）とは別なものである、といふことがいわれていると理解したい。ここでは、「合理化」というものが分裂しているのである。そして、この前者と後者の関連を見ると、後者が武士道精神の奨揚策によつて前者に転化したところに官僚のあり方が生成した、ということが示されているように思われる所以である。

次には、これまでの文脈への位置づけが不可能とも思われる重要な言及がなされる。つまり、「葉隱」的武士道精神の能動性自体が、実際には限定づけられたものだつたというのである。近世的状況に誕生したため、「葉隱」的武士道は、中世的なものではありえなかつたのである。「合理的官僚制国家秩序に反撥する心情、実定法秩序をこえて存在する武士道精神なる超越的規範の觀念が個人的な次元にとどまつて、ついに國家権力をも拘束する超越的な規

範の觀念にまで昇華しえなかつた」とされる。「常朝が、赤穂浪士の『敵討』を当然の行為とみなしながら、他方では『浅野殿浪人夜討も泉岳寺にて腹切ぬが落度』とのべ、『喧嘩』の『方人』をしたものをしてその正当性を主張せしめながら同時に『早々御仕置被仰付候やうに奉願』といわしめたこと³²」がその証左である。

これは「正当性と合法性の深い断絶」³³といわれる。そうしたことは、『葉隠』の主従関係にもあてはまるという。たとえば、「主君の命が気に入らぬが故に役職を辞退するというような意地の通し方は、主君をないがしろにするものであり、逆心同様であるというのである」。「孝は忠に付也」あるいは、「牢人、切腹被仰付も一つの御奉公」（序）と觀念せざるをえないような主君の權力が圧倒的に優位する近世的な權力構造が『葉隠』をしてそうあらしめたのである³⁴。

ここでは、『葉隠』的武士道精神が「個人的な次元」に存在していること、そうした精神が「正当性と合法性の深い断絶」のものにあるとされること、近世的な權力構造がこの精神を誕生させたということが重要であるように思われる。しかも、ここにおいてはいつも容易に、「國家」に関する事柄と「人的結合体」に関する事柄が同列に論じられていることが注目されてよいだろう。

ちなみに、「忠が孝に付也」というような道徳を醸成するような原理によつて「家臣」が「家」に縛り付けられ、さらにその原理が増幅されるようにして「國家」が正当化されるという主題が「近世國家」の正当化原理として重要なポイントであることはすでに、第一章などにおいて水林自身によつて語られている。ここでの記述は、近世的状況の確認であり、そこから顧みれば転倒である。官僚制の考察において、武士たちが「客観的・合理的な法規」への服従、および「客観的国家への服従」を余儀なくされていたということは、すでに確認済みなのであるから。少なくとも、「國家權力をも拘束する超越的な規範の觀念」の出来を期待するのはお門違いであろう。『葉

『葉隱』的武士道精神が、そのような規範の觀念が欠如した近世的状況に誕生した精神なのだというのであるから。また、そもそも法に違背して守られる道徳に基づく行為の正当性の主張は、その性質上、当該行為の合法性の主張になるはずもない。こうした合法性と正当性の断絶は、「近世の知識人によつて明確に把握されていた」¹⁰⁰のではなかつたか。

七 赤穂事件における武士の三類型¹⁰¹

『葉隱』的武士道精神は、以上のように限定づけられてはいたのだが、やはり「合理化」に反抗する「非合理」なものであつたことが、赤穂事件に見出されることになる。

「主君浅野内匠頭長矩の切腹、赤穂城の没収、長矩の弟浅野大学長広の閉門（兄の犯罪に連坐）という幕府の処断に對して、家臣の対応は大づかみにいえば次の三つに分かれた」。

- ①籠城討死を果たすべき・城明渡しとなれば早急に吉良上野介の首を討ち取ることを主張。
- ②浅野家の再興を第一義とする。それがならなかつたので討入り。
- ③①②に贊同しなかつた。

③の人間類型が、受動的官吏のそれであり、①の人間類型が『葉隱』的武士道精神に符合するそれであつたといふ。水林によれば、近世的状況において、③は「合理化」の波にさらわれた多数者である。①は「主君への忠節」という人的誠実関係による中世的な名譽感情につき動かされる少数者である。彼らにとつては、『家』は二義的なものである。②の人間類型は、③のような「受動的」な者とは異なるものであり、また『家』への忠誠を第一義とする点で、①とも異なるものである。

この三項の対比は、先に「合理」（未開的野生）対「非合理」（文明的状況）の二項の対立が扱われた箇所において見られたものに似ている。ここでは、そこに見られた三項の対比が明確なかたちで示されているように思われる。対応させてみると、③は先の対比における〈弛緩した武士道精神〉のあり方であり、①と②はそれと対比されるものである。そして、①に対応するのが『葉隱』的武士道精神であり、②に対応するのが『徂徠学』のプログラムによる〈官僚的武士道〉である。仮にこのような両者の対応関係が成立するならば、②として、『家』への忠誠の精神をもつ官僚という人間類型が現れてくるようにも思われるのである。しかもそれと①との距離はそう遠くはない。

しかし、ここで②の人間類型が主題的に扱われることはない。この人間類型の位置は曖昧なままである。明確に語られるのは、①と③の対比のみである。

八 帰結

以上の議論から、どのような帰結が導かれるのであろうか。水林は述べる。「近世国家は、すでにのべたように、武装自弁の戦闘者を保存したまま規律ある統一的軍隊の建設をめざし、この規律を内面から支える『道徳的要素』を武装自弁の戦闘者に特徴的な名誉感情と主君への忠誠心に求めてこれを体制内的なものへと合理化しようとした。しかしながら、この近世国家といえども、『規律自体は、その最奥の本質においては、カリスマや身分的とりわけ封建的名譽に対して、無縁の存在として対立する』という一般原則からは決して自由ではありえなかつたのであって、近世的国制においては、合理的に組織された官僚制国家の対極に、反合理的な献身の道徳と憤怒と闘争の精神にみちた能動的主体が無視しがたい比重をしめて存在していたのである。それは、近世国家が広汎につくりだ

したかの受動的官吏の群に対立しつつ、かつ、近世的国制を形づくりていたところの第二の人間類型であった。⁴²「わが国近世の国制は、中世的『道理』を破壊した合理的に組織された官僚制機構と主君が圧倒的に優位する主従制的的人的結合体との二元的構造によつて特徴づけられ、武装自弁の戦闘者の個別の武力発動は、この合理的官僚制国家に包摂された『法』的な行為として、あるいは、道徳的には是認されるがしかし決して『道理』の観念の復権をともなわない、国家に対する不『法』な反逆として存在していた」。⁴³こうした「武装自弁の戦闘者」的なエトスは、「かの近代天皇制国家とそのイデオロギーを積極的に準備するものであつた」。⁴⁴

第三節 問題の提起

以上概観すると、水林の分析においては、次のような二元的対立図式が用いられているのがわかる。

公＝國家＝「法＝規律」＝官僚的武士道＝「合理的機構＝官僚制」＝受動的個人

私＝道徳＝『葉隱』的武士道＝「非合理的・情説的な人的結合体＝君臣関係／父子関係」＝能動的個人

この二元的図式が、「近世国家」の権力構造の眞の姿を覆い隠し、さまざま矛盾をつくりだした原因であるように私には思われる。

この図式的議論に関して想起されるのは、あの「敵討の制度」である。「忠臣は孝子の門に尋ねよ」と「国家」がいよいよ「国家を内側から支える主体」をつくりだそうとするのであるが、結局のところ、当該制度によつてつくりだされる「主体」は、いわば「孝」の論理といった道徳を標榜する「能動的」な主体ではなく、「国家」の「客觀的・合理的法規」に受動的に服従する客体である。個人は制度上の法的手続を通り抜けることで、「法」にあたかも

感染するようにして、そうした客体になる。この点からいえば、当該制度は、「非合理的」な情念や道徳をもたないという意味で非人間的な、「合理的」人間を産出する装置である。これが「孝」の論理やそれに類する道徳を発揚する、という目的のために実施された政策であったとするなら、その政策にこのような結果が用意されてしまつたということは、それ自体まったくの失敗であったという結論が導き出されなければなるまい。しかしながら水林の議論にはそのような言及はどこにもない。むしろ、道徳の奨揚政策が、なぜかそうした道徳とは切り離された「國家」¹¹「法」への服従という「合理化」への政策として存在したと述べられるのみなのである。そしてそれは、官僚制に適合的なものとして「國家」に「許容」される道徳をもつ主体が「許容」されることとして把握されるのである。許容される道徳とは、おそらく、「法」に服従するべきだという道徳である。その道徳は、なぜか「法」に服従することによつて調達される。

そうすると、「國家」に許容・容認される主体は「客観的・合理的法規」に服従する主体であることになりそうだが、そうではない。水林によれば、近世国家において行動原理は二つある。前節八に示された最後の文章がその「國家」の状況を物語つている。「合理的官僚制国家に包摶された『法』的な行為」というのが「法」に服従する、官僚制に適合的な「武士道」の振る舞いであり、「道徳的には是認されるが国家に対する不『法』な反逆」というのが『葉隠』にみられるような「武士道」の振る舞いであろう。この二種類の「武士道」の主体が国家内部において同時に存在していたということになるのである。

武士道のこうした二元性が「國家」内部におけるひとつの制度において両立すると仮定すると、水林の議論は矛盾したものとなる。後者は、正当化されることなく「國家」内部に忍びこんだ能動的主体である。前者は、武士道という「道徳」の「奨揚」政策によつて許容・容認されるが、後者はそこからいつも否定・排除され、逃れ去つて

しまうはずのものだからである。この主体における能動性は『葉隠』的な「武士道」として論じられるが、その道德は本来「國家」に媒介されたものではないはずである。当初の想定によれば、あくまでも「國家」とは切り離された「人的結合体」の内部における「奉公」だからである。しかしながら、その道德は「國家を一人で背負うほど」の能動性に彩られている。しかし、ひとたびその能動性が發揮されるとすれば、それは「國家への反逆」というかたちでしか存在しないのである。

そのような能動性には、そもそも「官僚制」において場所は与えられない。「官僚制国家」である限り、能動的主体に場所はないことになっているのである。しかしながら当該道德は「道徳的に是認される」というのだ。「是認」するには誰なのか。論理的に「國家」ではないはずである。道徳主体が「道徳的に是認する」のだろうか。それではなにも語つてはいることにならない。他に想定しがたいので、あえてこの「道徳的に是認する」者が「國家」であつたとしよう。すると、國家に是認された「國家への反逆」という矛盾が必然的に表れざるを得ない。ところが、水林は、国家に反逆しているこの能動性がさらにつく「天皇制国家」への道程を準備するのである。

以上の分析に対し、私は次のように考える。最初から「國家」に「反逆」している者など、ただの一人もいなし。今や明らかになつたこれらの諸矛盾・異物感の正体は、右に見た二元的枠組みでは捉えきれない権力の構造を、あえてこの枠組みを用いて捉えようとしたために生じた幻影である。水林は日本の近世を題材に「公」・「合理」対「私」・「非合理」の対立の物語を構築しようとしたために、そこには本来ありえないはずの姿や音を見聞きしてしまつた。私はそのように考へるのである。

「敵討の制度」あるいは「徂徠学」のプログラムの有する「主体をつくりだす」という次元、また二つの「武士道」が並存する場所としての「國家」という、いわば第三項的なものとして垣間見られたように思われる秩序の仕

組みはいかなるものであつたのか。二元的な分析枠組みの呪縛によつて明確な像をわれわれの眼前に結びえなかつたそれは何であつたのか。それについて私の考えを提起したい。

ここにおいてキーワードは「規律化」である。私は、秩序の近代化の基本を、「それ以前の権力構造から、規律化を媒介とする秩序像への転換」というものに見出す。この転換とはいかなるものなのかな。フーコーあるいはヴェーバーの近代化論を手がかりにして、これまでの記述に現れた曖昧な像に纏わりつく雑音を取り除くことが可能となるであろう。そのような作業を経ることによって、この転換像の明確化を行いたい。

第二章 プロテスタンティズムの倫理と囚人の心理

第一節 パノプティコン——すべてを見る眼

フーコーは、その著書『監視と処罰——監獄の誕生』の中で、ベンサム（Jeremy Bentham）の考案になる監獄「パノプティコン（Panopticon）」を引き合いに出し、それを近代の権力構造の象徴としている。フーコーがこれに注目したことは、故なしとはしない。ベンサムのめざしたものとは、「間接的立法（indirect legislation）」による社会秩序形成であった。土屋恵一郎の端的な比喩によれば、それは「[法]というシステムが働く場所を変更することである。犯罪に対して刑罰が課せられるといった、ビリヤードの台の上で二つの玉がぶつかりあうようなレヴェルではなく、むしろ台の下から穴をあけて玉を下に落としてしまうようなものである」。つまり、犯罪という事柄についていえば、犯罪が起きてはじめて刑罰で対処するという以前に、そもそも犯罪自体を、いわば水際で予防してしま

うような策をとることである。これは、『監視と処罰』においてとくに刑事政策的構想の変転を軸に描かれた歴史の大枠、その基本線と一致している。そして、パノプティコンの構想はこの線上にある。ここに描かれるのが件の秩序像の転換である。

フーコーは「パノプティコン」の装置について次のようにいう。本稿の考察において、非常に重要な意義を有する記述である。

ベンサムの考えついた〈一望監視施設〉⁴⁹は、こうした組合せの建築学的な形象である。その原理はよく知られるとおりであつて、周囲には円環状の建物、中心に塔を配して、塔には円周状にそれを取巻く建物の内側に面して大きい窓がいくつもつけられる（塔から内側を監視するわけである）。周囲の建物は独房に区分され、そのひとつひとつが建物の奥行をそつくり占める。独房には窓が一つ、塔の窓に対応する位置に、内側へむかって一つあり、外側に面するもう一つの窓から光が独房を貫くようにならしこむ。それゆえ、中央の塔のなかに監視人を一名配置して、各独房内には狂人なり病者なり受刑者なり労働者なり生徒なりをひとりずつ閉じ込めるだけで充分である。周囲の建物の独房内に捕えられている人間の小さい影が、はつきり光のなかに浮かびあがる姿を、逆光線の効果で塔から把握できるからである。独房の檻の数と同じだけ、小さい舞台があると言いうるわけで、そこではそれぞれの役者はただひとりであり、完全に個人化され、たえず可視的である。一望監視のこの仕掛けは、中斷なく相手を見ることができ即座に判別しうる、こうした空間上の単位を計画配置している。要するに、土牢の原理があべこべにされて、というかむしる、その三つの機能——閉じ込める、光を絶つ、隠す——のうち、最初のを残して、あとの二つは解消されている。「この新しい仕掛けでは」充分な光と監視者の視線のおかげで、土牢の暗闇の場合よりも見事に、相手を捕捉できる。その暗闇は結局は保護の役目しか果たしていなかつたのだから。今や、可視性が一つの罠である。⁵⁰

その点から生じるのが〈一望監視装置〉の主要な効果である。つまり、権力の自動的な作用を確保する可視性への承認的な

自覚状態を、閉じ込められる者にうそつけること。監視が、よしんばその働きに中断があれ効果の面では承認的であるようには、また、権力が完璧になつたためその行使の現実性が無用になる傾向が生じるよう、さらにまた、この建築装置が、権力の行使者とは独立した或る権力関係を創出し維持する機械仕掛けになるように、要するに、閉じ込められる者が自らがその維持者たる或る権力的状況のなかに組み込まれるように、そういう措置をとろう、というのである。そうであるためには、囚人が監視者にたえず見張られるだけで充分すぎるか、それだけではまったく不充分か、なのだ。まったく不充分と言うのは、囚人が自分は監視されていると知っているのが肝心だからであり、他方、充分すぎると言つたのは、囚人は現実には監視される必要がないからである。そのためベンサムが立てた原理は、その権力は可視的でしかも確証されえないものでなければならぬ、というのであつた。可視的とは、被拘留者が自分がそこから見張られる中央部の塔の〔監視者〕大きい人影をたえず目ににする、との意である。⁽⁵⁾ 確証されえないとは、被拘留者は自分が現実に凝視されているかどうかをけつして知つてはならないが、しかし、自分がつねに凝視される見込みであることを確實に承知しているべきだ、との意である。ベンサムは、監視者が塔に居るかどうかを人に確認するために、また囚人たちには独房から一つの人の人影を認めるることも一つの逆光を捕捉することもできなくさえするために、あらかじめ次の措置をとつた。中央部の監視室の窓によろい戸をつけるだけなく、さらには、その室内を直角に区切るいくつかの仕切壁を設けて、その一つの区画から別の区画へ移るため扉ではなくジケサケ状の通路をつける、という措置をとつたが、それはどんなに些細な音にも、ほんやり見える光にも、扉などを細目にあけたら洩れる明りにも、看守がそこに居るのが露見するだろうから、である。〔望監視装置〕は、見る・見られるという一对の事態を切離す機械仕掛けであつて、その円周状の建物の内部では人は完全に見られるが、けつして見るわけにはいかず、中央部の塔のなかからは人はいつさいを見るが、けつして見られはしないのである。

これは重要な装置だ、なぜならそれは権力を自動的なものにし、権力を没個人化するからである。その権力の本源は、或る

人格のなかには存せず、身体・表面・光・視線などの慎重な配置のなかに、そして個々人が掌握される関係をその内的機構が生み出すそぞうした仕掛けのなかに存している。一段と大きな権力が統治者において明示される場合の、儀式や祭式や標識は無用となる。不均齊と不均衡と差異を確実にもたらす一つの仕組がこうして存在するわけで、したがつて誰が権力を行使するかは重大ではない。偶然に採用された者でもかまわぬくらいの、なんらかの個人がこの機械装置を働かすことができる、したがつて、その管理責任者が不在であれば、その家族でも側近の人でも友人でも来訪者でも召使でさえも代理ができる、のだ。まつたく同様に、その人を駆り立てる動機が何であつてもよく、たとえば、差出がましい人間的好奇心あれ、子供のいたずらあれ、この人間性博物館を一巡したいと思う或る哲学者の知的好奇心あれ、見張つたり处罚したりに喜びを見出す人間の意地悪さあれかまわない。こうした無名で一時的な観察者が多数であればあるほど、被拘留者にしてみれば、不意をおそれる危険と観察される不安意識がなおさら増すわけである。〈一望監視装置〉とは、各種各様な欲望をもとにしで権力上の同質的な効果を生む絶妙な機械仕掛けである。

ある現実的な服従強制が虚構的な「権力」関連から機械的に生じる。したがつて、受刑者に善行を、狂人に穏かさを、労働者に仕事を、生徒に熱心さを、病人に処方の厳守を強制しようとして暴力的手段にうつたえる必要はない。ベンサムが驚嘆していたが、一望監視の施設はごく軽やかであつてよく、鉄格子も鎖も重い錠前もはや不要であり、〈独房の〉区分が明瞭で、戸口や窓がきちんと配置されるだけで充分である。城塞建築にもひとい、古い〈安全確保の施設〉(セキュリティ・センター)にかわって、今や〈確実性の施設〉(確実性の施設)の簡潔で経済的で幾何学的な配置が現われうるわけである。権力の効果と強制力はいわばもう一方の側へ——権力の適用面の側へ移つてしまふ。つまり可視性の領域を押しつけられ、その事態を承知する者(つまり被)は、みずから権力による強制に責任をもち、自発的にその強制を自分自身へ働く。しかもそこでは自分が同時に二役を演じる権力的関係を自分に組込んで、自分がみずからの服従強制の本源になる。それゆえ、外側にある権力のほう

でさえも自分の物理的な重さ（施設や装置）を軽くでき、身体不問与を目標にする。しかもその権力がこの境界（精神と身）へ接近すればするほど、ますますその効果は恒常的で深いもの、最終的に付与され、たえず導入されるものとなる。つまり、あらゆる物理的（身体的、^{である}）な対決を避け、つねに前もって仕組まれる、永続的な勝利。⁵²

私はこの装置における監視人と囚人の関係性に着目したい。とくに注目されるのは、それが「権力の自動化装置」であり、権力の効率化につながるという指摘である。この形象に対する大方の評価は、次のようなものである。つまり、この施設において囚人たちは孤立させられる。中央の塔にいる監視人の姿を見ることができないために、彼らは不斷に見張られているという意識を植え付けられる。監視人はすべてを見渡すことができる。囚人に何か不穏な動きや行状不良があればすぐさま制裁を与えることができる。なるほど効率的である。これはそうした管理型社会の象徴である。見られているけれども見ることができない。この非対称性が孤立と相俟つて不安を増幅させる。〈監視される孤立した個人〉という主題である。

第二節 プロテスタンティズムとパノプティコン

一 はじめに

プロテスタンティズムの倫理をめぐる問題設定は、単なる「倫理」の問題についてのものではない。この「倫理」というものが、なぜ資本主義的な社会を生んだとされるのか。それが近代というものであるならば、ここにも権力のパノプティコン状況が個人というものをめぐって成立したということができるのではないだろうか。私はプロテスタンティズム諸派のくわしい教義などについては関わらないし、歴史的な事情等も直接的には扱うつもりはない。ヴェーバーによつて語られたことから、そこで語られる個人というものの成立およびそれに伴う秩序像の転換を読み取つてみたいのである。ここにはあの個人という「主体」をつくりだす監視および規律、その巧妙な働きという主題が表れることであろう。⁵⁶

二 プロテスタンティズムの倫理——ヴェーバーにおける

1 恩恵による選びの教説〔予定説〕

ヴェーバーは、その著書『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で、次のようななかたちで「ウエストミニスター信仰告白」を掲げている。⁵⁷

第九章（自由意志について）第三項 人間は罪の状態への堕落によつて、救いをもたらすべき靈的善へのすべての意志能力を全く喪失してしまつた。従つて生まれながらの人間は、全く善に背反し罪のうちに死したもので、みずからの方で悔い改めあるいは悔い改めにいたるようみずから備えることはできない。

第三章（神の永遠の決断について）第三項 神はその栄光を顯わさんとして、みずからの決断によりある人々……を永遠の生命に予定し（predestinated）、他の人々を永遠の死滅に予定し給うた（foreordained）。第五項 神は人類のうち永遠の生命に予定された人々を、世界の礎の据えられぬうちに、この永遠にして不变なる志向と、みずからの意志の見ゆべからざる企図と専断にもとづいて、キリストにあって永遠の栄光に選び給うた。これはすべて神の自由な恩恵と愛によるものであつて、決して信仰あるいは善き行為、あるいはそのいずれかにおける堅忍、あるいはその他被造物における如何なることがらであれ、その予見を条件あるいは理由としてこれを為し給うのではなく、かえってすべて彼の栄光にみちた恩恵の讃美たらしめんがためである。第七項 神はみずから被造物に対する主権に栄光あらしめるため、聖意のままに恵みをあたえ、あるいは拒み給う測るべからざる意志にしたがい、人類の残余の人々を看過し、彼らをその罪の故に恥と怒りとに定め、こうして彼の栄光にみちた義の讃美たらしめることを喜び給うた。⁵⁵

このような教説がもつ意味はヴェーバーによつて次の言葉に集約されている。「われわれが知りうるのは、人間の一部が救われ、残余のものは永遠に滅亡の状態に止まるということだけだ。人間の功績あるいは罪過がこの運命の決定にあずかると考えるのは、永遠の昔から定まつてゐる神の絶対に自由な決意を人間の干渉によつて動かしうると見なすことで、あり得べからざる思想なのだ」⁵⁶

ヴェーバーによれば、これがあの「個々人のかつてみない内面的孤独化」⁵⁷を引き起こす。「人間は永遠の昔から定められている運命に向かつて孤独の道を辿らねばならなくなつた」のである。牧師も、聖典も、教会も、神も、最終的にはあてにはならない。すべては信徒個人においてあくまでも信仰の外的な要素を構成するものであつて、内的な条件が整わなければ、救われてゐることにはならないのである。

しかし、実のところその個人の内面的条件さえ最終的にはあてにはならないのである。「現世の生活において

は、選ばれた者も、外面的には、捨てられた者と少しも異なるところがなく、選ばれた者の主観的な経験でさへ……」*Iudibria spiritus sancti* 『聖靈の戯れ』として——ただ信仰によつて『終わりまで』》*finaliter* 《堅忍する信頼を除いては、すべて捨てられた者にも可能なのだ。だから、選ばれた者は神の見えざる教会をなしており、かついつまでそうでありつづける」。

信徒たちにとつては、「誰かが救われていて誰かが救われていない」ということだけが確実である。この段階では、いまだ信仰の内実とはそれだけである。これだけでは「合理化」はまだ起きない。⁽⁶¹⁾ しかし「合理化」の条件、その起動力とは、まさしくこの信仰の初期条件である。なにもかもが最終的にはあてにならないということである。

2 世俗内禁欲〔職業労働〕

したがつて、「かならずや信徒の一人ひとりの胸には、私はいつたい選ばれているのか、私はどうしたらこの選びの確信がえられるのか、というような疑問がすぐさま生じてきて、他の一切の利害関心を背後に押しやつてしまつたにちがいない」⁽⁶²⁾。初期条件からすればまさしくそうなのであつて、物語はここから始まるのである。

ヴェーバーによれば、予定説を維持しつつこれに解決を与えるためには二つの方途があつた。「その一つは、誰もが自分は選ばれているのだとあくまでも考えて、すべての疑惑を悪魔の誘惑として斥ける、そうしたこと無条件に義務づけることだつた。自己確信のないことは信仰の不足の結果であり、したがつて恩恵の働きの不足に由来する」と見られるからだ⁽⁶³⁾。そして「いま一つは、こうした自己確信を獲得するための最もすぐれた方法として、絶えまない職業労働をきびしく教えこむ」ということだつた。つまり、職業労働によつて、むしろ職業労働によつてのみ宗

教上の疑惑は追放され、救われているとの確信が与えられる、というのだ⁽⁶⁴⁾。

しかし考えてみれば、前者によつては不安は解消されない。なぜなら、悪魔の誘惑がどのようなかたちでやつてくるのかがわからないからである。「王様が裸に見える」とは「王様が裸である」ことの保証にはならない。結局のところ「確信を得るためにはあくまでも確信を持ちなさい」ということにしかならない。しかしその確信自体が疑わしいものであるから困つているのである。順序はむしろ逆である。確信をもつための証拠とはなにか。

実は、今までに救われている者と救われていない者との比較の際に、取り上げられなかつた要素がある。それは、救われている者が地上において「何をしているのか」ということである。教団内には救われている者も救われていない者もいる。初期条件におかれただまでは外見上見分けがつかないし、主観的にも変わりがない。だがしかし、教団内での振る舞い方はどうなのだろうか。ちがいはないのか。「現世にとつて定められたことは、神の自己榮化に役立つということ——しかもただそれだけ——であり、選ばれたキリスト者が生存しているのは、それぞれの持場にあつて神の諒めを実行し、それによつて現世において神の榮光を増すためであり——しかも、ただそのためだけなのだ⁽⁶⁵⁾。そして彼らは、当然のことながら悪魔の誘惑を斥けているはずなのである。「すべて單なる感情や気分はどんなに崇高にみえても欺瞞的なものであり、したがつて信仰は、『救いの確かさ』の確実な基礎として役立ちうるには、客觀的な働きによつて確証されねばならない。つまり、信仰は》*fides efficax*《『有効な信仰』でなければならないし、救いへの召命は》*effictual calling*《『有効な召命』——サヴォイ宣言の表現——でなければならぬ。もし進んで改革派の信徒に、それではどのようないい成績によつて眞の信仰を確実に識別できるのかと問うなら、その答えはこうだろう。それは神の栄光を増すために役立つようなキリスト者の生きざまだ、と⁽⁶⁶⁾。

第一〇章（有効なる召命について）第一項 神は生命に予定された人々、しかも彼らのみを、みずから定めかつ善しとし給う

た時期に、みずからの言と靈をもつて有効に召命することを喜び給う。……」⁶⁷して神は彼らの頑固な心をとりさつて柔順な心をあたえ、また彼らの意志を新たにして、その全能の力によりこれを善きことへと定め給う。

第五章（撰理について）第六項 神が正しい審判者として、その過去の罪ゆえに盲目にし頑なにし給う悪しき、不信仰な人々についていえば、神は彼らに恩恵を拒み、これによつて彼らの悟性が照らされ心を動かされることを無からしめ給うのみでなく、また時には彼らのもてる賜物をもとりさり、その頽廢が罪の機会を作るにいたるべき事物に近づけ、それによつて彼らをみずから欲望と世の誘いとサタンの力とに委ね給う。その結果彼らは、神が残余の人々を従順にし給うと同じ手段によつてさえも、みずからをますます頑固とするのである。⁶⁸

こうして、信徒たちは神の榮光を増すために役立つよう実践をすることによって、自分が救われているのかそうではないのかという不安から逃れる術が示されたのであつた。

何が神の榮光を増すことになるかは、聖書で直接に啓示されている、あるいは神の造り給うた世界の合目的的な秩序（自然法lex naturae）から間接に知りうる、こうした神の聖意から推し量ることができるのだ。とりわけ自分の靈魂の状態を、聖書に記されている選ばれた人々、たとえば族長たちのそれと比較することによって、自分が救われているか否かを審査することができる。選ばれた者だけが真に有効な信仰をもち、再生（regeneratio）とそこから生まれてくる全生活の聖化（sanctificatio）を踏まえて、神の榮光を、外見だけでない眞実の善行によつて増し加えることができるのだ。そして、自分の行為が——少なくともその根本的性格と持続的意図（propositum obedientiae 徒順の意図）からみて——神の榮光を増さんがために自分分のうちに生きている、そうした力にもとづいており、したがつて、神の聖意にかなうとともに、何よりも神の聖業によるものだと意識する。これによつて、この宗教意識が目ざす最高の善、つまり恩恵の確信にまで到達しうるのだ。しかも、信徒がこうした確信に到達しうることは、「コリント人への第二の手紙」一三章五節によつてすでに証明ずみだとされた。したがつ

て、善行は、救いをうるための手段としてはどこまでも無力なものだが——選ばれた者もやはり被造物でありつづけ、その行うところはすべて神の要求から無限に隔たっているからだ——選びを見分ける印しとしては必要不可欠なものだ。救いを購いとるためのではなく、救いについての不安を除くための技術的手段なのだ。こうした意味で、善行が時にはいきなり「救いのために必要」だとされたり、あるいは『possessio salutis』『「救いの取得」が善行につなげられたりするのだ。ところでこれは実際には、結局、神はみずから助ける者を助けるということを意味する。つまり、往々言われるように、カルヴァン派の信徒は自分で自分の救いを——正確には救いの確信を、と言わねばなるまい——「造り出す」のであり、しかも、それはカトリックのように個々の功績を徐々に積みあげることによってではありえず、どんな時にも選ばれているか、捨てられているか、という二者択一のまえに立つ組織的な自己審査によつて造り出すのだ。⁶⁶

三 神と人間の関係、あるいは監獄の条件

以上のようなことからすると、実質的にここで成立するのは、個人による神の榮化の実践とそれを通した各人の個人化、この循環である。教團という組織は個人に外的であり、個人は各々が独立しており、疎遠である。神と人間との関係が個人の内面に設定されることによつて、聖典の厳守を通じて、個人は日々ひたすら自分が地上における神の榮化という目的を果たしたかどうかを各々において反省する。そしてふたたび地上における神の榮化という目的に各々邁進するのである。そのように目的へと向かう不安から逃れる術を計画的に実践していることによつて、個人は不安から逃れることができ、救いの確信を得ることができるであろう。

個々の「個人」の内面を見つめておられる「神」。そこにはあのパノプティコンの構造がある。⁶⁷ 監視される孤立した個人。神は全視の場所、すなわち監視塔から個人をまなざすが、個人は監視塔におられるはずの神の姿を見るこ

とはできない。個人は独房に閉じ込められ、神のいる監視塔と個人の独房との間には、深遠な隔たりがある。信徒たちは、監視塔から神によってまなざされていることを気にしながら、絶えず反省する。自分で自分を審査するのである。まなざされることのみによって自ら神の支配に従順になつてしまふ。見えざる神の榮化のために一生奉仕するのである。独房ということがより示唆的である。「独居は『恐しい衝撃』をつくりだし、そのおかげで受刑者は、悪い感化をのがれ、自己反省をおこなつて、自分の良心の底で善の声を再発見することができる」^⑩。

この分析は一見説得的であるが、事態を把握してはいない。なぜなら、ヴェーバーの規定したカルヴァン派の条件によれば、そもそもこの神は人間たちがいかようにしていようともお構いしなのであるから。神はとにかく「原罪」を咎めるためにパノプティコンをつくり、番号をつけて人間たちを独房に閉じ込めただけである。時が満つれば、どんなにあくせく刑務所内労働をした者であろうとも、どれほど怠けた者であろうとも、神は囚人たちをあるいは断頭台に送り、あるいは釈放されるのである。独房に入れたときに予め決めておいたとおりに。

神にはもはや、独房のどの人間を救い、どの人間を救つていなかを改めて確認する必要などない。番号リストを忘れてしまつてもよいくらいである。囚人たちが刑務所内でどうなるうとどうしようと自分の当初の予定を変更する気などさらさらないからだ。監視塔にいてもいなくても同じである。神は最初に仕事を大方済ませてしまつていて、あとは来るべきときに仕上げをするのみである。

プロテスタンティズム（ルター派およびカルヴァン派）とカトリックにおける懺悔の秘蹟、贖宥状といった事例との対比はここで意味をもつ。カトリックにおいては、神の「気が変わる」（という表現が適切であるかどうかはともかく）可能性があるので、人間の側から神に働きかけることに意味がある。極端に単純化されたイメージが許さ

れるならば、このパノプティコンの比喩でいえば、監視塔からすでに神の放つ光が洩れ出でていて、つまり神がいて、囚人たちが一心に祈ることによつて、その内部にいるはずの神の姿を仰ぎ見るということがありうる、ということにならうか。プロテスタンティズムにおいては、それはないということなのだ。

このとおりであるならば、カルヴァン派の見方に立てば、実のところ囚人たちも独房内で品行方正である理由はない。たしかに、自分が死刑に処されるかそうでないかということについて、答えのないまま悶々として過ごすことにはなるだろうし、中央の監視塔から神に監視されているかも知れないという環境下に常に置かされることによって極度に居心地が悪いかも知れないが、だからといっておとなしくしていてもしようがないし、じたばたしてもやはりどうにもしようがないということは、動かせない。仮に神に見られていたとしても、自分の行いのよさによって刑期が短縮されるというようなことはまったくありえない。どのみち運命は決まっているのである。そのことを囚人們は知っているのだ。神はあまりに畏るべき監視人であるだけに、彼らにとつては恐れるべき監視人が本来いないのと同じ状態になつてしまふのである。この状況下においては、およそ監視自体が無意味である。

しかし実際にはそうではなかつた。というのも、囚人們は囚人然とした態度をとりつづける羽目になつたのである。監視人はいるが、それは神ではない。神がこの装置を完成させてから長い散歩にでも出かけた隙に、このパノプティコンの監視塔に忍び込んだ者がいる。この神のお膳立てを利用して、「権力の自動化装置」の監視人の座に就いた者たち。それが、カルヴァン以下、宗教的な指導者たちであつたのだ。

とはいへ、このままでは「権力の自動化装置」が動かないことは明白だ。囚人們は監視人が代わつたことにまったく気づかないだろう。そのように設計されているのだから。この状態のままでは、指導者たちがいくらまなざしたところで、それだけでは囚人の振る舞いは変わらない。そのように設計されているからだ。監視人が囚人を動か

すためには、囚人をこの監獄に収用する際に、自分が囚人になんらかの制裁を与える契機があるのだ、ということを知らせる必要があるのである。囚人たちは、監視と制裁の存在と両者の必然的連関を自覚していなければならぬ。

四 指導者と信徒の関係、あるいは自律の強制

さて、それでは指導者と信徒たちはいかにして「権力の自動化装置」を起動させたのだろうか。その秘密は、信徒が自分で自分の救いの確信を「造り出す」際のメカニズムにある。自分が神に救われているか救われていないかはわからないが、救われている者がこの地上にいることを知っている個人が、その神に救われているはずの者の範型に照らして地上でそれを実践する、つまり神の救いの確信を得るために働く。なるほど救いの確信を得るのはあくまでも個人である。その際に指導者はいる。あくまでも個人の働きが基準である。

たしかにそうなのだが、そのような個人だけによってこの作業が完結するかといえばそうではない。逆説的に、救いの確信を得るために指導者が必要であるし、すでに要請されてもいるのだ。個人が救いの確信を得るために、指導者はむしろ是非とも必要である。必要不可欠なのである。救いの確信に到達するのはあくまでも個人であり、そのことに関して、指導者の助けは何の役にも立ちはしないのだが、その個人が指導者の助力を必要としないで、すなわち独立で救いの確信に到達するということは不可能なのである。というのは、計画的であるために、ここで求められる確信は、計画的であるために、制度的・組織的に造り出す以外には存在しないものであるから。

カルヴァン派の眞の信仰は「至福 (Seligkeit)」ではなくて「確信 (Gewißheit)」である、またそうでしかない。そのため、信徒たちはこの地上において組織的にならざるをえない。このとき、彼らは組織ぐるみで「確信」を「造

り出す」のである。そのためには、神との関係においてではなく、まさしく指導者との関係において、信徒たちはあのパノプティコンの構造を創出せざるをえないものである。彼らは期せずして非常に巧妙な権力システムのなかに自主的に包摂されてしまうことになる。

注

(1) この主題は、水林一九七七—一九八二、第一章第三節の関心にも重なる。

なお、以下、文献引用は著者と発行年のみを表示し、書誌情報は末尾に示す。

(2) 水林一九七七—一九八二（二）、二三七頁。

(3) (4) この『家』は通常『藩』とよばれているものである：（中略）…ここで『家』に二重カギカッコを付したのは、個々の武士の『家』と区別するためである（水林一九七七—一九八二（一）、五四—五五頁、註（17））。

(5) (6) 水林一九七七—一九八二（二）、二四〇頁。

(7) (8) この記述に前後して、「客觀性」確保のために無数の「地方行政官と被支配人民の人的接触、人的支配從屬關係を禁止しうとする法令」やあるいは「文書行政」、「予算制度による國家財政確立」、「主君の權力抑制の論理」が導入されたことについて紹介がなされている。

水林一九七七—一九八二（三）、三四五—三四六頁。

同、三四六頁。注を省略。「みずから」「規律」「官僚制」内各引用は、Weber 1956, S.694 ウエーバー一九六二、五一四頁。「戦士ども」内引用は、Ibid. 同、五一五頁。
同、三四七頁。

論 説
同、三四八頁。
同、同頁。

水林 一九八三参照。

水林 一九七七—一九八二（三）、三四八頁。

同、同頁。【軍隊の】内引用は、Weber 1956, S.694. ウエーバー 一九六一、五一二頁。

(14) 同、三四九—三五〇頁。「受けた」「わらへ」内各引用は、Weber 1956, S.690. ウエーバー 一九六一、五〇三頁。「すべて」内引用は、Id. S.691. 同、五〇四—五〇五頁。

同、三五二頁。

同、三五三頁。

同、同頁。

同、三五三—三五四頁。注を省略。強調は原文のまま。

同、三五四—三五五頁。注を省略。

それはたとえば、「古代ギリシャのポリスにおける政治は奴隸制を利用する」とによつて成り立つていた」といつたあとに、「古代ギリシャ市民は奴隸を嫌悪していたはずなのに、どうして奴隸たちを皆殺しにしなかつたのだろうか」と問うようなるであると思われる。

水林 一九七七—一九八二（三）、三五五—三五六頁。注を省略。

(21) 民主的政体をとつてゐるといわれる今日の日本の現実においても、法律はそうした「客観的」な条文によつて埋め尽くされており、「手続」は合理的な形式において行われることについては言をまたないであろう。たとえば「慰謝料」の算定などといふものは、当事者の感情という「不可量物」を計算し尽くす合理的な解決手段であるということにならないか。たしかに現在

ある秩序が官僚制的合理化のなれの果てであるとすれば、そうした合理的な解決がなされているのは当然であり、人々はそこには埋没しているのかもしれない。しかしそれ以外にどのような制度的な保障というものが存在しうるのか、現在の私にはイメージできない。

(23) 水林 一九七七—一九八二（三）、三五八頁。

(24) 同、三五九頁。

(25) 同、同頁。

(26) たとえば、水林 一九八七、三七五頁等参照。

(27) 水林 一九七七—一九八二（三）、三六三頁。

(28) 同、三六三—三六四頁。

(29) 同、三六四—三六五頁。注を省略。

(30) 『葉隱』の武士道論と徂徠学との連関・構図については、水林 一九八七、三五四—三五六頁参照。

(31) 水林 一九七七—一九八二（三）、三六五—三六八頁。注を省略。《名譽》《誠実》《規律》については、Weber 1956, ウエーバー

一九六二。

(32) 同、三六九頁。注を省略。

(33) 同、三六九頁。

(34) 同、同頁。

(35) 同、三六九—三七〇頁。強調は原文のまま。

(36) 喧嘩の方人の事例については、Ikegami 1997, pp.284-285, 池上 二〇〇〇、二八一—二八二頁にも紹介がある。「事件の現場に駆けつけた時、同僚はすでに殺されていた。彼はその場で挑戦し、直ちに同僚の二人の敵を殺した。戦いの後、争いごとで同僚

の加勢をしたのは違法だといって、奉行はサムライを非難した。サムライは誇らかに答えて、名譽の権利は法律に優先すると主張したのであった——」このあとに続く同書の引用は、城島一九六八、二九一頁、但し()内は池上による。「御法を背き、撻を破り候と仰せ聞けられ候へ共、全く法を相背かず、撻を破り申さず候(法に背き撻を破つたと非難されるが、私は法に背かず撻を破つてもいい)。其のいはれは、人間は申すに及ばず、一切の生類に命惜み申さぬものは御座無く候。私も別して命はおしく御座候(本当のところ、人間はもとより、あらゆる生き物に命を惜しまぬものはない。私も命は惜しい)。去り乍傍輩の喧嘩いたし候と申す沙汰を、空しく聞かずして罷り在り候ては、武士道を取り失ひ候儀と存じ、其の場に駆け付け候(しかしながら「同僚が喧嘩に巻き込まれた」というのに聞き流していたのでは武士道を失うことになると思い、その場に駆けつけたのだ)。傍輩討たれ候を見候て、おめぐと罷り帰り候はゞ、命は生き延び申すべく候へ共、武士道は捨て申し候(同僚が殺されたのにおめおめと帰ってきたのは、命は生き延びても武士道はすたつてしまふ)。武士道を相守り候て、大切の一命を捨て申し候は(私が武士道を守つて大切な命は捨てようと決心したのは)、武士の法を守り、武士の撻を背き申さる為に候(武士の法を守り撻に背かぬためである)。一命の儀ははや其の場にて捨て置き申し候(自分の命はさつさとその場に捨てたのだ)。早々御仕置仰せ付けられ候様願ひ奉る(だから一刻も早く御仕置下さるようお願いいたします)」(pp.284-285二八一頁)。

なお、ここでの池上の評価は次のとおり。「この個人にとつて、サムライの法は国家の法より上位にあるものだった。サムライの法は、ここでは『道理』すなわち理性の原理のことではない。この男としては、恥を受けるわけにはいかないのでこれ以外の振舞いはできない、と主張しただけである。〔中略〕:名譽志向の心情への献身を言い募ることで、この誇り高きサムライは國家役人の面前で個人主義的な道徳判断を打ち出すことができた」(p.285二八二頁)。

(37) 水林一九七七—一九八一(II), 三七〇頁。

(38) 同、同頁。

(39) 本稿第三章第一節参照。

- (40) 前掲注⁽²⁾参照。
- (41) 水林 一九七七—一九八二（三）、三七一—三七二頁。
- (42) 同、三七二—三七三頁。注を省略。強調は原文のまま。『規律』内引用は、Weber 1956, S.690。ウェーバー 一九六二、五〇四頁。
- (43) 同、三七三頁。注を省略。
- (44) 同、三七四頁。
- (45) パノプティコンについては、Bentham 1962, pp.37-248 参照。なお、土屋 一九九三によれば、「フーコーが『監視と刑罰』のなかでパノプチコンをとりあげた時の資料は、ベンサムについてはパノプチコン・ブックの二番目の手紙の冒頭部分だけであると思える」（三九頁）。
- (46) 土屋 一九九三、一九八頁。
- (47) なお、同、一九一一〇九頁参照。
- (48) ただし、実際にはこの監獄の構想 자체は大方頓挫することになる。イギリス政府との折衝の様子などについては、Hume 1981, 1993 参照。また監獄の実在的な様式等については、重松 一〇〇一、一九八一三一〇頁、Summerson 1986, pp.127-14サマーソン 一九九三、一四一一五六頁等参照。
- (49) 「こうした組合せ」とは、①「視線」によって拘束する仕組み（階層秩序を生み出すまなざし）、②メンバーの規格化をおいなう処罰という要素を組み合わせた「試験」という性質である（桜井 一九九六、一二二頁参照）。
- 「試験」という概念について詳しくは、Foucault 1975, p.186-196。フーコー 一九九七、一七八—一九七頁参照。私は、この「試験」というものの性質については立ち入らない。パノプティコンに関する記述に注目している。つまり、この建築様式の配置において実現される監視塔・監視人と囚人の関係性、その性質である。

- (50) Foucault 1975, p.201-202. フーコー一九七七、二〇二頁。注を省略。強調、□内補足、割注は和訳原文のまま。一箇所に注を付した。
- (51) 仏語原文該当箇所は以下のとおり。《Visible: sans cesse le détenu aura devant les yeux la haute silhouette de la tour centrale d'où il est épier》(Foucault 1975, p.203)原文、文脈いすれかへレーブルリヤのハルヒットは塔のそれであつて、監視者的人影ではあるが、。
- (52) Foucault 1975, p.202-204. フーコー一九七七、二〇三頁。注を省略。強調、□内補足、割注は和訳原文のまま。一箇所に注を付した。
- (53) とくに文献を挙げるとはしない。
- (54) 実際、フーコーとギューバーを近代批判の觀点を提示した思想家としてその類似性を語る見解がある。たゞいえば、Szakolczai 1998, Owen 1994. がだ、「規律化」に関して両者を扱うものに、沢木一九九七がある。
- (55) Alan Richardson「信仰告白、信条主義 Confession(s),Confessionalism」(Richardson & Bowden 1983, pp.116-117.)チャーチ・オブ・ウイング一九九五、三四四頁)参照。なお、後の引用にある「サヴォイ宣言」とは、のウェスリー・スター信仰告白を指す。Weber 1920, S.90. ウェーバー一九八九、一四六頁。
- (56) Id. S.93. 同、一五三頁。
- (57) Id. S.93. 同、一五六頁。強調は原文のまま。
- (58) Ibid. 同、一五六頁。強調は原文のまま。
- (59) Id. S.94. 同、同頁。
- (60) Id. S.103-104. 同、一七三頁。注を省略。強調は原文のまま。
- (61) ヴェーバーが一足飛びに「合理化」を述べるのは、さわざか性急なのではないかと思われる。
- (62) Weber 1920, S.103. ウェーバー一九八九、一七二頁。注を省略。強調は原文のまま。

(63) Ibid. 同、一七八頁。注を省略。強調は原文のまま。

(64) Id., S.105-106. 同、一七九頁。注を省略。強調は原文のまま。

(65) Id., S.99-100. 同、一六五一—一六六頁。

(66) Id., S.108-109. 同、一八四頁。注を省略。強調は原文のまま。

(67) Id., S.90. 同、一四七頁。注を省略。

(68) Id., S.109-110. 同、一八四—一八五頁。

(69) 土屋恵一郎は、ベンサムの記述の中の「不可視の遍在 (an invisible omnipresence)」について、「不可視の遍在とは『神』以外の何者でもない。しかも中央監視所の上にはパノプチコンのドームの下にもう一つ教会のドームが作られていて、独房から礼拝できるようになつっていた。監視の権力と教会とがパノプチコンの中で重ねあわせられ、さらに、不可視の遍在という言葉によつて、ベンサムのレトリックは権力の欲望を強く刺激せずにはおかない」（土屋 一九九三、四二頁）としている。

(70) Foucault 1975, p.125. フーコー 一九七七、一二六頁。

(71) たとえば、Weber 1970, S.114-119. ヴェーバー 一九八九、一九六、二〇六頁参照。

(72) 個人と神との内面的対話といふことでは信仰が完結しないといふこと、職業労働は神に捧げられるものではないといふことを確認されたい。

〈文獻〉

Bentham, J. 1962 *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. IV, Bowring, J.(ed.), The MTP Press.

Foucault, M. 1975 *Surveiller et Punir: Naissance de la prison*, Gallimard.

フーコー「監視と処罰」一九七七年『監獄の誕生——監視と処罰』(田村淑訳)、新潮社。

Hume, L. J. 1993 *Bentham's Panopticon: An Administrative History*, in Patel, B.(ed.), *Jeremy Bentham: Critical Assessments*, Vol.IV, Routledge.

Hume, L. J. 1983 *Bentham and bureaucracy*, Western Printing Services.

池上 英子 二〇〇〇 『名著の順応——サムライ精神の歴史社会学』(森本醇訳)、N.T.T出版。

Ikegami, E. 1997 *THE TAMING of the SAMURAI: Honorific Individualism and the Making of Modern Japan*, Harvard University Press.

城島 正祥 (校注) 一九六八 『葉隱 下』、人物往来社。

水林 彪 一九八七 『封建制の再編と日本の社会の確立』、山川出版社。

水林 彪 一九八三 「近世的秩序と規範意識」相良亨・尾藤正英・秋山虔(編)『講座 日本思想3 秩序』所収、東京大学出版
叢書。

水林 彪 一九七七—一九八二 「近世の法と国制研究序説」(一)～(五)『国家学会雑誌』九〇、九一、九二、九四、九五卷所収。

Owen, D. 1994 *Maturity and Modernity: Nietzsche, Weber, Foucault and the ambivalence of reason*, Routledge.

リチャードソン、A・ボウデン(編) 一九九五 『キリスト教神学事典』(古屋安雄 監修／左柳文男 訳)、教文館。

Richardson, A. & Bowden, J.(eds.) 1983 *A New Dictionary of Christian Theology*, SCM Press.

桜井 哲夫 一九九六 『フーコー——知と権力』、講談社。

- サマーフィン、ジム、一九九三）『18世紀の建築——バロックと新古典主義』（堀内正昭訳）、鹿島出版会。
- 沢木 善太郎 一九九七 『組織の社会学』、ミネルヴァ書房。
- 重松 一義 二〇〇一 『図説 世界の監獄史』、柏書房。
- Summerson, J. 1986 *The Architecture of the Eighteenth Century*, Thames and Hudson.
- Szakolczai, A. 1998 *Max Weber and Michel Foucault: Parallel life-works*, Routledge.
- 土屋 恵一郎 一九九三 『ズハサムラウ男』、青土社。
- ヴォーバー、マックス 一九八九 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（大塚久雄訳）、岩波書店。
- ヴォーバー、マックス 一九六二 『支配の社会学 II』（世良晃志郎訳）、創文社。
- Weber, M. 1920 *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, in *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. 1, J.C.B. Mohr.
- Weber, M. 1956 *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4. Aufl., J.C.B. Mohr.

